

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市税の収納及び滞納整理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、市税の収納及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年8月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム4									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<p>① 納税義務者の登録 その年の1月1日時点で住民登録をしている住民を納税義務者として一括登録するほか家屋敷課税者(地方税法第294条第1項第2号該当者)やみなし課税者(地方税法第294条第3項該当者)を登録することができる。</p> <p>② 課税資料の登録 提出されてくる課税資料(*1)を画面より直接入力するほか、委託企業等にパンチ委託し、その結果をバッチ処理で取り込むことができる。また、電子給与支払報告書や公的年金電子データをバッチ処理で取り込むほか国税連携(確定申告書)データをCSVファイル形式にてバッチ処理で取り込むことができる。</p> <p>(*1) 給与支払報告書、公的年金支払報告書、市民税・府民税申告書、確定申告書、その他所得</p> <p>③ 賦課の異動 課税情報(所得・控除等)の異動処理、例えば、特別徴収義務者の変更(転勤・転職)、期割の修正(一括徴収等)、徴収方法の変更(退職・就職・年金特徴等)ができる。また、併徴者(内特情報)の異動処理や税額の強制修正ができる。</p> <p>④ 賦課の照会 課税台帳から所得、控除、税額、期割等を照会することができる。また、事業所情報、世帯状況、扶養情報、課税資料等のそれぞれを照会することができる。</p> <p>⑤ 証明書の発行 各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行することができる。</p> <p>⑥ 通知書の作成 特別徴収義務者あてに当初決定通知書(徴収義務者用・納税義務者用)、当初決定通知書データファイルを作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに当初決定通知書を作成することができる。</p> <p>⑦ 変更通知書の作成 特別徴収義務者宛に変更通知書(徴収義務者用・納税義務者用)、変更通知書データファイルを作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに変更通知書を作成することができる。</p> <p>⑧ 各種帳票の作成 以下の帳票を作成することができる。 市民税・府民税申告書、配当割・株式譲渡所得割還付通知書、事業所宛扶養者照会書、住登外扶養者所得照会書、所得・課税状況等調査回答書、特別徴収義務者あての総括表、普通徴収義務者あての総括表、税務署非違い連絡箋、公年データ他市町村回送書</p> <p>⑨ イメージ帳票の作成 課税原票システムに資料番号とイメージ帳票作成のためのデータを作成することができる。</p> <p>⑩ 年金保険者インタフェース 年金保険者との情報交換をするために、各種データを取り込むことができる。また、年金保険者との情報交換をするために、各種データを作成することができる。</p> <p>市税の収納に関する事務では、上記のうち、「④ 賦課の照会」の機能について利用している。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

システム5									
①システムの名称	軽自動車税システム								
②システムの機能	<p>本システムでは、以下の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽自動車の登録 <ol style="list-style-type: none"> ①申請に基づき車両を新規登録できる。 ②職権により車両を新規登録できる。 2. 軽自動車の異動 <ol style="list-style-type: none"> ①軽自動車の名義を変更できる。 ②定置場住所を変更できる。 ③軽自動車の標識番号を変更できる。 ④軽自動車に係る課税状況を変更できる。 ⑤軽自動車の職権修正及び誤記訂正ができる。 ⑥軽自動車台帳の消滅ができる。 3. 軽自動車台帳の照会 軽自動車台帳を照会できる。 4. 賦課の管理 賦課に関する情報を管理できる。 5. 減免申請の管理 減免に関する申請情報を管理できる。 6. 当初課税 <ol style="list-style-type: none"> ①軽自動車に係る現年度分の賦課台帳を作成できる。 ②調定表(当初)を作成できる。 ③登録台数集計表を作成できる。 <p>市税の収納に関する事務については、上記のうち、「3. 軽自動車台帳の照会」について利用している。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()								

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	固定資産税システム								
②システムの機能	<p>本システムでは、以下の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 資産の登録 <ol style="list-style-type: none"> 土地、家屋及び償却資産の課税台帳が登録できる。 区分所有土地、家屋の登録・課税ができる。 区画整理事業等に伴う従前地、仮換地が登録できる。 合併時に旧市町村ごとに評価方法の切り分けができる。 資産の異動 <ol style="list-style-type: none"> 土地の登記異動通知に基づき地目変更、地積変更、分合筆等の各種異動ができる。 画地の異動結果を画地構成土地に一括で反映できる。 家屋の登記異動通知に基づき種類変更、床面積変更等の各種異動ができる。 償却資産の申告による各種異動ができる。 土地、家屋及び償却資産(細目)において、複数物件の所有者/義務者変更が一括でできる。 特例申告の登録 <ol style="list-style-type: none"> 土地、家屋について、特例/軽減/減免の登録ができる。 償却資産について、特例資産の登録ができる。 計算された税額に対し人的減免の登録ができる。 賦課計算 <ol style="list-style-type: none"> 各資産の課税標準額を名寄せ計算し、固定資産税額と都市計画税額の一括計算ができる。 土地、家屋、償却資産の異動に伴う賦課更正ができる。 マスタの設定により4期割等の期割計算に対応できる。 期別ごとに固定資産税額と都市計画税額の内訳が計算でき、科目ごとに調定表が作成できる。 資産の照会 <ol style="list-style-type: none"> 土地、家屋及び償却資産の課税台帳を照会できる。 土地及び家屋について賦課期日時点の課税情報を照会できる。 所有者/義務者で名寄せされた資産の一覧を照会できる。 賦課の照会 <ol style="list-style-type: none"> 各年度の賦課台帳を照会できる。 義務者で名寄せされた税額及び期割税額が照会できる。 縦覧・閲覧 <ol style="list-style-type: none"> 土地、家屋の縦覧帳簿について、即時及びバッチで発行できる。 土地家屋名寄帳について、即時及びバッチで発行できる。 土地課税補充台帳、家屋課税補充台帳が即時で発行できる。 申告書作成 <ol style="list-style-type: none"> 償却資産の申告書が作成できる。 申告書発行者及び未申告者の名簿が作成できる。 通知書作成 <ol style="list-style-type: none"> 納税通知書、課税明細書が作成できる。 共有構成員についても納税通知書・課税明細書が作成できる。 税額変更通知書が作成できる。 評価替 <ol style="list-style-type: none"> 土地・家屋で単価の見直しや評価基準の改正による補正率の変更時も、評価額が一括で計算できる。 鑑定業者との単価情報や評価情報の連携ができる。 統計資料の作成 統計システムと連携して、概要調書・評価変動割合調べ・総評価見込み資料が作成できる。 各種一覧の作成 課税台帳一覧、異動一覧等の各種一覧が作成できる。 計算結果のチェック 移行時等、データ上の金額と再計算した時の金額を突合し、金額が一致するかどうか確認できる。 <p>市税の収納に関する事務については、上記のうち、5. 資産の照会及び6. 賦課の照会について利用している。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[] その他 ()								

システム7	
①システムの名称	住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民票の記載(転入、出生、国籍取得、在留資格取得等により住民を新たに住民基本台帳に記録する。)</p> <p>②住民票の修正(住民票の記載事項を修正する。)</p> <p>③住民票の削除(転出、死亡、国籍喪失等により住民に関する情報を住民基本台帳から削除する。)</p> <p>④住民票の照会(住民基本台帳から該当する住民の記録を照会する。)</p> <p>⑤証明書・通知書の発行(住民票副本、住民票の写し(個人票)、転出証明書等を発行する。)</p> <p>⑥住民基本台帳ネットワークシステムとの連携(本人確認情報、転出証明書、転入通知、広域交付住民票の写し等を連携する。)</p> <p>市税の収納に関する事務については、上記のうち、「④住民票の照会」について利用している。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (総合行政データベースサーバ(CSコネクタ、コンビニ証明発行システム))</p>

システム8	
①システムの名称	宛名・納付システム(住登外管理システム)
②システムの機能	<p>1. 宛名の登録</p> <p>①住登外個人(※1)の登録</p> <p>②法人の登録</p> <p>③共有者(※2)及び共有構成員の登録</p> <p>※1 住民基本台帳登録外者(住登外)とは、本市の住民基本台帳に登録されていないが、実際に本市内に居住している者</p> <p>※2 所有権等の権利を複数人で共有している者</p> <p>2. 宛名の異動</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の修正</p> <p>②住基除票者の住登外異動</p> <p>3. 宛名の照会</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の照会</p> <p>②住民宛名の照会</p> <p>③所属世帯の照会</p> <p>4. 個別宛名の管理</p> <p>①代納の登録、修正及び停止</p> <p>②送付先の登録、修正及び停止</p> <p>5. 納付情報の管理</p> <p>①振替口座の登録、修正及び停止</p> <p>②納組支払の登録、修正及び停止</p> <p>③前納支払の登録、修正及び停止</p> <p>6. 振込口座の管理</p> <p>振込口座の登録、修正及び停止</p> <p>7. 金融機関の管理</p> <p>口座振替、口座振込登録申請に基づく、金融機関の登録及び修正</p> <p>8. 納税組合の管理</p> <p>納税組合の登録及び修正</p> <p>9. 口座振替、振込の管理</p> <p>自治体と金融機関との口座振替、振込契約内容、指定金融機関の登録及び修正</p> <p>市税の収納及び滞納整理に関する事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。</p> <p>1. 宛名の登録</p> <p>①住登外個人の登録</p> <p>②法人の登録</p> <p>2. 宛名の異動</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の修正</p> <p>②住基除票者の住登外異動</p> <p>3. 宛名の照会</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の照会</p> <p>②住民宛名の照会</p> <p>③所属世帯の照会</p> <p>4. 個別宛名の管理</p> <p>①代納の登録、修正及び停止</p> <p>②送付先の登録、修正及び停止</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[] その他 ()</p> <p>[○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 税務システム</p>

システム10									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ)において管理がなされているため、住民基本台帳ネットワークシステムの内、市町村CSの利用する部分について記載する。								
②システムの機能	<p>①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>②本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>④本人確認情報検索 統合端末において入力された情報(氏名、住所、性別、生年月日の4情報(以下「基本4情報」という。))の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑤機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑥本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p> <p>市税の収納及び滞納整理に関する事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。</p> <p>②本人確認 窓口において本人確認するために提示された個人番号カード等を基に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>④本人確認情報検索 原則、統合端末において入力された個人番号をキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

システム11～15									
システム11									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>①符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続 中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理 情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理 バッチ(一括処理)の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム12									
①システムの名称	コンビニ証明発行システム								
②システムの機能	市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に応答し、個人住民税システムと随時データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコンビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()									

3. 特定個人情報ファイル名	
収納管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	門真市民、門真市民以外の納税義務者、納税管理人
その必要性	市税の収納管理及び滞納整理を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (収納管理に関する情報)
その妥当性	①個人番号、その他識別情報: 対象者の特定、名寄せを行うため ②4情報、連絡先: 対象者の特定、書類送付先の確認のため ③地方税関係情報: 課税内容を把握するため ④収納管理情報: 市税の収納状況を把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (総務部課税課 市民文化部市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	市税の収納及び滞納整理に関する事務を適正に行うため								
④使用の主体	使用部署	総務部 収納課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 証明書発行 ①市民からの証明書発行請求により、算出した住民税額に基づいて各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行する。 ②市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に应答し、個人住民税システムと随時データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコンビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。 2. 公金受取口座 納税義務者等から公金受取口座への還付希望があれば情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報の照会を行う。								
	情報の突合	収納情報と宛名情報を突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月4日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム1(収納管理システム)～システム12(コンビニ証明発行システム)の運用管理と保守の委託	
①委託内容	システム1(収納管理システム)～システム12(コンビニ証明発行システム)の運用管理と保守を実施するために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。
	⑥再委託事項	システム1(収納管理システム)～システム12(コンビニ証明発行システム)の運用と保守
委託事項2～5		
委託事項2	地方税共通納税システム運用業務の委託	
①委託内容	地方税共同機構が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム)と連携し、本市に設置する審査サーバ用操作端末と地方税共同機構の認定委託先事業者が運営するデータセンター内に設置された審査サーバとを接続して、共通納税システムによる納付データの管理を行う業務を委託している。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。
	⑥再委託事項	・門真市への情報展開 ・ソフトウェアのバージョンアップ対応 ・門真市からの問い合わせ対応(FAQ対応、障害一次対応(現地含む)等) ・門真市との打ち合わせ対応(個人情報を取り扱う業務以外)
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<システム1～システム13が設置されたデータセンターにおける措置>

システム1～システム13のサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターのサーバに設置・保管されている。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。なお、保存期間経過の機器入替や修理等によりサーバ機器のディスクを破棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
取納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①納税義務者が納税証明書を郵送にて請求する際には、身分確認のため、身分証明書の写しを申請書と共に送付してもらうが、個人番号が記載されているカードの写しや住民票等を誤って同封する可能性が考えられる。</p> <p>その場合、個人番号欄がマスクされるようにして写しを取り、手続に使用することとし、誤って同封された郵送物はシュレッダー処理をする。</p> <p>②窓口において、本人確認のため、納税義務者から個人番号が記載されている書類等の提示があった場合、必ず返却する。また、必要に応じて、個人番号欄がマスクされるようにして写しを取る。</p> <p>③取納管理及び滞納整理支援システムは、利用できる職員を限定している。さらに、ICカード及びパスワードによる認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録し、対象者以外の入手の抑止及び防止を図っている。</p> <p>④他市の納税者情報が誤って門真市に提出した場合は速やかに返却し、もしくは処分する。</p> <p>⑤職員に対して対象者以外の情報や必要のない情報を入手しないために必要な教育・研修を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1.入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置</p> <p>①窓口等で納税義務者から特定個人情報を入手する場合は、個人番号カード等で本人確認を行う。</p> <p>②特定個人情報が正確であるかをチェックするために個人番号をキーにして既存住民基本台帳システムや住基ネットの本人確認情報に記録されている特定個人情報と照合して誤りがないかを確認する。</p> <p>③入力内容に誤りがないように入力者並びに点検者が入力原票と入力結果をチェックする。</p> <p>④誤入力を防止するために入力作業の手続マニュアルを作成して入力担当者を訓練する。</p> <p>2.入手の際に特定個人情報が漏えい紛失するリスクに対する措置</p> <p>①eLAX端末から取納情報等を入力する場合は、使用できる端末と担当者を特定している。</p> <p>②書面で取得する場合は、本人から直接書面で受け取ることを原則とし、郵送の場合は、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに返送するよう説明している。</p> <p>③入手した電子媒体や紙媒体の情報を一時保管する場合は所定の場所に保管して、漏えいや紛失することを防止している。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①他のシステム(個人住民税システム等)から取納管理ファイルを参照する場合は、必要のない情報にアクセスできないようにアクセス制限する。</p> <p>②取納管理システムが、他のシステム(住民基本台帳システム、個人住民税システム等)のデータベースを参照する場合は、必要のない情報にアクセスできないようにアクセス制限する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員を限定し、個人ごとにIDと認証用ICカードを与えと共に、ICカードとパスワードで本人認証を行っている。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者が管理を行っており、人事異動情報などの確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。また、特定個人情報の使用記録を管理し、アクセスログの取得と点検を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>①システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導、徹底する。</p> <p>②システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先との特定個人情報ファイルの取扱いは、各々の契約書において以下の事項について定めることとする。 ① 委託元と委託先の責任の明確化 ② 安全管理に関する事項 ③ 再委託に関する事項 ④ 特定個人情報ファイルの取扱状況に関する委託元への報告の内容と頻度 ⑤ 契約内容が遵守されていることを委託元が確認できる事項(監査等) ⑥ 契約内容が遵守されなかった場合の措置(損害賠償等) ⑦ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項 ⑧ 特定個人情報の漏えい防止、盗用禁止に関する事項 ⑨ 契約範囲外の複写・複製の禁止 ⑩ 委託契約期間 ⑪ 契約終了後の特定個人情報ファイルの返還・消去・廃棄に関する事項 ⑫ その他	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先に対しても委託先が義務として負う安全管理措置と同様の義務を行う。委託先との定例会議等で契約内容の履行状況につき必要に応じ報告を受けることとし、必要に応じ監査を行うこととしている。	
その他の措置の内容	受託者側(再委託先も含む。)において利用するユーザーIDについては、業務履行上必要な最小限度のアクセス権限の付与と制御を行い、必要に応じ、アクセス記録を取得し、チェックを行うこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>		
<p>2. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>		
<p>3. その他中間サーバにおけるリスクに対する措置 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>2. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p> <p>3. その他中間サーバにおけるリスクに対する措置</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <p><庁内サーバ室における措置></p> <p>①庁内サーバ室への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。</p> <p>②機器等を修理又は廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。</p> <p><個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置></p> <p>①個人住民税システムのサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターの専用ラックに搭載されたサーバに保管されている。</p> <p>②データセンターのサーバが設置されている区画への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。</p> <p>③機器等を修理又は廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその内容を消去している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。</p> <p>【技術的対策】</p> <p><庁内サーバ室における措置></p> <p>①特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできることとしている。</p> <p>②特定個人情報を保管しているシステムへのアクセス記録を必要に応じ、取得してチェックしている。</p> <p>③サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入して、定期的にパターンファイルを更新している。</p> <p>④セキュリティパッチをクライアントPC等に定期的に適用している。</p> <p>⑤暗号化ソフト、ファイアウォール及び不正接続防止装置を導入している。</p> <p><個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置></p> <p>①特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできることとしている。</p> <p>②特定個人情報を保管しているシステムへのアクセス記録を必要に応じ、取得してチェックしている。</p> <p>③サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入して、定期的にパターンファイルを更新している。</p> <p>④セキュリティパッチをクライアントPC等に定期的に適用している。</p> <p>⑤暗号化ソフト、ファイアウォール及び不正接続防止装置を導入している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(統合脅威管理装置のこと。コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報を含むデータは、5年間保存しているが、期間経過後、直ちに消去している。</p> <p>電子媒体やOCRも同様に、一定期間保存しているが、期間経過後、直ちに廃棄している。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	全職員に対して、情報セキュリティ研修及び個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒処分の対象になることを周知する。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価税度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5684
②請求方法	本人、法定代理人又は任意代理人であることを証明するために必要な書類を請求先窓口を持参し、請求先窓口にて開示等請求書(指定様式)に必要事項を記載し、当該請求書を提出することにより開示等を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	門真市 総務部 収納課 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 電話06-6902-5925
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応については記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1のとおり

(別添2)変更箇所【システム標準化移行前】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	1. 宛名の登録 ①住居外個人(※1)の登録ができる。 ②法人の登録ができる。 ③共有者(※2)及び共有構成員の登録ができる。 ※1 住民基本台帳登録外者(住居外)とは、本市の住民基本台帳に登録されていないが、実際に本市内に居住している者 ※2 所有権などの権利を複数人で共有している場合の者 2. 宛名の異動 ①住居外個人、法人及び共有者宛名の修正ができる。 ②住居除票者の住居外異動ができる。 3. 宛名の照会 ①住居外個人、法人及び共有者宛名の照会ができる。 ②住民宛名の照会ができる。 ③所属世帯の照会ができる。 4. 個別宛名の管理 ①氏名の登録、修正及び停止ができる。 ②送付先の登録、修正及び停止ができる。 5. 納付情報の管理 ①振替口座の登録、修正及び停止ができる。 ②納税支払の登録、修正及び停止ができる。 ③前納支払意思の登録、修正及び停止ができる。	1. 宛名の登録 ①住居外個人(※1)の登録 ②法人の登録 ③共有者(※2)及び共有構成員の登録 ※1 住民基本台帳登録外者(住居外)とは、本市の住民基本台帳に登録されていないが、実際に本市内に居住している者 ※2 所有権などの権利を複数人で共有している者 2. 宛名の異動 ①住居外個人、法人及び共有者宛名の修正 ②住居除票者の住居外異動 3. 宛名の照会 ①住居外個人、法人及び共有者宛名の照会 ②住民宛名の照会 ③所属世帯の照会 4. 個別宛名の管理 ①氏名の登録、修正及び停止 ②送付先の登録、修正及び停止 5. 納付情報の管理 ①振替口座の登録、修正及び停止 ②納税支払の登録、修正及び停止 ③前納支払の登録、修正及び停止	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない	
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	6. 振込口座の管理 振込口座の登録、修正及び停止ができる。 7. 金融機関の管理 口座振替又は口座振込登録申請に基づく、金融機関の登録及び修正 8. 納税組合の管理 納税組合の登録及び修正 9. 口座振替、振込の管理 自治体と金融機関との口座振替、振込契約内容、指定金融機関の登録、修正ができる。	6. 振込口座の管理 振込口座の登録、修正及び停止 7. 金融機関の管理 口座振替、口座振込登録申請に基づく、金融機関の登録及び修正 8. 納税組合の管理 納税組合の登録及び修正 9. 口座振替、振込の管理 自治体と金融機関との口座振替、振込契約内容、指定金融機関の登録及び修正 市役所の取納及び滞納整理に関する事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。 1. 宛名の登録 ①住居外個人 ②法人 2. 宛名の異動 ①住居外個人、法人及び共有者宛名の修正 ②住居除票者の住居外異動 3. 宛名の照会 ①住居外個人、法人及び共有者宛名の照会 ②住民宛名の照会 ③所属世帯の照会 4. 個別宛名の管理 ①氏名の登録、修正及び停止 ②送付先の登録、修正及び停止	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない	
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	取滞納情報、財産情報等の滞納整理に必要な情報を管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 1. 税務システムと連携して取滞納情報を管理する。 2. 調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 3. 滞納整理に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 4. 滞納整理に関する折衝記録等を管理する。 5. 滞納処分に関する調査、催告書、納付書等を発行する。	①税務システムと連携して取滞納情報を管理する。 ②調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 ③滞納整理に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 ④滞納整理に関する折衝記録等を管理する。 ⑤滞納処分に関する調査、催告書、納付書等を発行する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない	
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの名称	記載なし	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーションサーバ)において管理がなされているため、住民基本台帳ネットワークシステムの内、市町村CSの利用の部分について記載する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない	
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	記載なし	①本人確認情報の更新 既存住居システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 特約転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住民票が保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カードを利用した転入(特約転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 ④本人確認情報検索 総合窓口において入力された情報(氏名、住所、性別、生年月日4情報(以下「基本4情報」という。))の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索結果に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤機密への情報照会 全市町村に対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	①本人確認情報の更新 既存住居システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 特約転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住民票が保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カードを利用した転入(特約転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 ④本人確認情報検索 総合窓口において入力された情報(氏名、住所、性別、生年月日4情報(以下「基本4情報」という。))の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索結果に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤機密への情報照会 全市町村に対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	記載なし	①本人確認情報照会 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機密が全国サーバにおいて保有している機密保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ②送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等を送付するため、既存住居システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 ③個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 市役所の取納及び滞納整理に関する事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。 ②本人確認 窓口において本人確認するために提示された個人番号カード等を基に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ④本人確認情報検索 原則、統合窓口において入力された個人番号をキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	①本人確認情報照会 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機密が全国サーバにおいて保有している機密保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ②送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等を送付するため、既存住居システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 ③個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 市役所の取納及び滞納整理に関する事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。 ②本人確認 窓口において本人確認するために提示された個人番号カード等を基に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ④本人確認情報検索 原則、統合窓口において入力された個人番号をキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	記載なし	中間サーバ	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない	
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの機能	記載なし	①符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供依頼(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続 中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び既存住居システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理 情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する。 ⑨職員認証・権限管理 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理 パッチ(一括処理)の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。	①符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供依頼(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続 中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び既存住居システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理 情報提供機能にて情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する。 ⑨職員認証・権限管理 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理 パッチ(一括処理)の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない

令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続	記載なし	{○}情報提供ネットワークシステム {○}宛名システム等	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム12 ①システムの名称	記載なし	コンビニ証明発行システム	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム12 ②システムの機能	記載なし	市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に 応答し、個人住民税システムと同時 データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付 センターを通じて、請求のあったコンビニ 等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム12 ③他のシステムとの接続	記載なし	{○}住民基本台帳ネットワークシステム {○}既存住民基本台帳システム {○}税務システム {○}その他	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム13 ①システムの名称	記載なし	eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム13 ②システムの機能	記載なし	①納付データの管理 納税義務者が納付した金額等を管理する。 ②納付データのダウンロード 納税義務者が納付した金額を基幹システムへ取り込むためにデータを作成する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム13	記載なし	{○}税務システム {○}その他	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 2. 個人番号の利用 法上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第1の16の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命 令第16条	番号法第9条第1項別表第24の項	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 5. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	1 基本情報 5. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法上の根拠	記載なし	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 3. 特定個人情報の入手 ・使用 ①入手元	{ }本人または本人の代理人	{○}本人または本人の代理人	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 3. 特定個人情報の入手 ・使用 ②入手方法	{ }電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) { }専用線 { }情報提供ネットワークシステム {○}その他(LG/WAN)	{○}電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) {○}専用線 {○}情報提供ネットワークシステム { }その他()	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 3. 特定個人情報の入手 ・使用 ④使用方法	複数の宛名番号を保持する納税義務者等の取納情報 の名寄せを行い、効率的な市税の取納事務を行う	1. 証明書発行 ①市民からの証明書発行請求により、算出した住民税額に基づいて各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行 する。 ②市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に 応答し、個人住民税システムと同時 データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコン ビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。 2. 公金受取口座 納税義務者等から公金受取口座への選定希望があれば情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報の照会を 行う。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1	システム1(収納管理システム)～システム9(滞納整理支 援システム)の運用管理と保守の委託	システム1(収納管理システム)～システム12(コンビニ証明発行システム)の運用管理と保守の委託	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システム1(収納管理システム)～システム9(滞納整理支 援システム)の運用管理と保守を実施するために必要な 範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	システム1(収納管理システム)～システム12(コンビニ証明発行システム)の運用管理と保守を実施するために必要 な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	システム1(収納管理システム)～システム9(滞納整理支 援システム)の運用と保守	システム1(収納管理システム)～システム12(コンビニ証明発行システム)の運用と保守	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2	記載なし	地方税電子納付支援サービス運用業務の委託	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	記載なし	地方税共同機構が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム)と連携し、本市に設置する審査サーバ用操作端末と 地方税共同機構の認定委託先事業者が運営するデータセンター内に設置された審査サーバと接続して、共通納 税システムによる納付データの管理を行う業務を委託している。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者 数	記載なし	{10人以上50人未満}	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	記載なし	株式会社インテック	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	記載なし	{再委託する}	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	記載なし	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、再委 託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。
令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	記載なし	・門真市への情報展開 ・ソフトウェアのバージョンアップ対応 ・再真市からの問い合わせ対応(FAQ対応、随書一対対応(現地含む)等) ・門真市との打ち合わせ対応(個人情報を取り扱う業務以外)	事後	形式的な変更であるため、重要な変更 に当たらない。

令和7年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	＜システム1～システム9が設置されたデータセンターにおける措置＞ システム1～システム9のサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターのサーバに設置・保管されている。特定個人情報格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。なお、保存期間経過の機器入替や修理等によりサーバ機器のディスクを破棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。	＜システム1～システム13が設置されたデータセンターにおける措置＞ システム1～システム13のサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターのサーバに設置・保管されている。特定個人情報格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。なお、保存期間経過の機器入替や修理等によりサーバ機器のディスクを破棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年2月19日	III リスク対策 1. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク/目的外の手が行われるリスクに対する措置の内容	①納税義務者が納税証明書を送信して請求する際には、身分確認のため、身分証明書の写しを申請書と共に送付してもらうが、個人番号が記載されているカードの写しや住民票等を送って回封する可能性がある。その場合、個人番号欄がマスキングされるようして写しを取り、手続に使用することとし、誤って同封された郵送物はシュレッダー処理をする。 ②窓口において、本人確認のため、納税義務者から個人番号が記載されている書類等の提示があった場合、必ず返却する。また、必要に応じて、個人番号欄がマスキングされるようして写しを取る。 ③取納管理及び納税管理支援システムは、利用できる職員を限定している。さらに、ICカード及びパスワードによる認証を行い、アクセス権を持たない職員のみならず、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地に届ける。 ④他市の納税者情報に関して同真実市へ提出のあった場合は速やかに返却し、もしくは処分する。	納税義務者が納税証明書を送信して請求する際には、身分確認のため、身分証明書の写しを申請書と共に送付してもらうが、個人番号が記載されているカードの写しや住民票等を送って回封する可能性がある。その場合、個人番号欄がマスキングされるようして写しを取り、手続に使用することとし、誤って同封された郵送物はシュレッダー処理をする。 ②窓口において、本人確認のため、納税義務者から個人番号が記載されている書類等の提示があった場合、必ず返却する。また、必要に応じて、個人番号欄がマスキングされるようして写しを取る。 ③取納管理及び納税管理支援システムは、利用できる職員を限定している。さらに、ICカード及びパスワードによる認証を行い、アクセス権を持たない職員のみならず、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地に届ける。 ④他市の納税者情報に関して同真実市へ提出のあった場合は速やかに返却し、もしくは処分する。 ⑤職員に対して対象者以外の情報や必要のない情報を入手しないための必要な教育・研修を実施する。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年2月19日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	1. 入手した特定個人情報がおかしいリスクに対する措置 ①窓口等で納税義務者から特定個人情報入手する場合は、個人番号カード等で本人確認を行う。 ②特定個人情報格納されているデータセンターに設置してあり、データセンターへの入館及びサーバ室への入館を厳重に管理する。政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理が適切に実施されているほか、次のを満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ③特定個人情報、サーバ室に設置されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年2月19日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	記載なし	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、IT/ITプラの運用担当者によるセキュリティの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	記載なし	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入館を厳重に管理する。政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理が適切に実施されているほか、次のを満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報、サーバ室に設置されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月6日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスがされないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月6日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバの運用・管理は、ログイン時の職員認証の他に、ログアウトを実行した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとなっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な問合せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月6日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	【物理的対策】 ＜収納管理システムが設置されたデータセンターにおける措置＞ ①取納管理システムのサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターの専用ラックに搭載されたサーバに保管されている。 ②データセンターのサーバが設置されている反面への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。 ③機器等を修理又は廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその内容を消去している。	【物理的対策】 ＜庁内サーバ室における措置＞ ①庁内サーバ室への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。 ②機器等を修理又は廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。 ③個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置 ①個人住民税システムのサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターの専用ラックに搭載されたサーバに保管されている。 ②データセンターのサーバが設置されている反面への入退室は、ICカードで制御し、入退室者をカメラで常時監視し、管理している。 ③機器等を修理又は廃棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその内容を消去している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理が適切に実施されているほか、次のを満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月6日	7. 特定個人情報の保管・消去	【技術的対策】 ＜個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置＞ ①特定個人情報格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできるとしている。 ②特定個人情報格納しているシステムへのアクセス記録を必要に応じて、取得してチェックしている。 ③サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスファイルを更新している。 ④セキュリティパッチやクライアントPC等に定期的に適用している。 ⑤暗号化ソフト、ファイアウォール及び不正接続防止装置を導入している。	【技術的対策】 ＜庁内サーバ室における措置＞ ①特定個人情報格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。IDとパスワードは、秘密に管理し、アクセス権限がある者のみがサーバにアクセスできるとしている。 ②特定個人情報格納しているシステムへのアクセス記録を必要に応じて、取得してチェックしている。 ③サーバやクライアントPCにウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスファイルを更新している。 ④セキュリティパッチやクライアントPC等に定期的に適用している。 ⑤暗号化ソフト、ファイアウォール及び不正接続防止装置を導入している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームではITM(統合脅威管理装置)のこと、コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うこととし、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にインターネットファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びソフトウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは物理的に分離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御している。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月6日	10. その他のリスク対策	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、IT/ITプラの運用担当者によるセキュリティの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、IT/ITプラの運用担当者によるセキュリティの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後 形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。